

試験運転を行う船舶に対する入港料の免除に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、試験運転をするために出港し、入港した船舶に対し、神戸市入港料条例（昭和51年12月神戸市条例第55号。以下「条例」という。）第3条第3項及び神戸市入港料条例施行規則（昭和51年12月神戸市規則第94号）第4条第8号に基づき、入港料を免除することに関し、必要な事項を定める。

(対象船舶)

第2条 免除の対象となる船舶は、阪神港神戸区内において建造中又は修理のために入渠している船舶で、試験運転のために出港し入港する船舶とする。

(免除額)

第3条 前条の入港時にかかる入港料の全額を免除する。

(免除の申請)

第4条 免除を受けようとするものは、「試験運転を行う船舶に対する入港料免除申請書」により市長に申請しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。